

# 令和 8 年度 エムデジ桜ヶ丘野球場 早朝一般開放 実施要項

## 1 目的

大会等の日程及び芝生の維持管理業務に支障のない範囲内において、住民に開放することを目的とする。

## 2 開放施設

エムデジ桜ヶ丘野球場（小樽桜ヶ丘球場）【小樽市花園 5 丁目 3 番 3 号】 運営室は除く。

- 使用時における一切の事故については、使用者の責任とする。
- 使用中の施設・器具の破損及び損失は、使用者において弁償するものとする。
- 施設内はすべて禁煙である。また、ゴミは各自で必ず持ち帰ること。
- 使用後は必ずグラウンド整備を行うこと。

ブラシだけではなくトンボを使用して整備すること。

段差の原因となるため、内野・外野の境目は、芝生に土が被らないようにすること。

マウンド、バッターボックス、キャッチャーボックス、ブルペンなど穴が空いている

箇所は、レーキ、水を使ってしっかりと固め、トンボで整備すること。

## 3 開放期間

令和 8 年 4 月 2 1 日（火）～ 1 0 月 2 5 日（日）

ただし、毎週月・木曜日又は大会等による非開放日を除く。

## 4 開放時間

午前 5 時 4 0 分～午前 8 時

整備時間を含め午前 8 時までには完全撤収すること。

## 5 対象者

市内に在住・在勤・在学する者で構成する 9 名以上の団体（構成員の過半数が成人であること）

## 6 使用料

2,000 円（1 回 2 時間）

- 小樽市総合体育館にて納付すること。

- 納期限
  - 当初募集：下記「8 当初募集について」に規定の期日まで。
  - 随時募集：申請日（使用許可書交付を受ける日）
- 納付時に小樽市総合体育館にて使用許可書を発行し、施設入口の解錠番号を通知する。（使用予定日が複数月に及ぶ場合は、各月ごとにメール等にて解錠番号を通知する）
- **既納の使用料は還付しない。**ただし、使用予定日の5日前までに使用中止を申し出た場合は、当該使用料の5割相当額を団体口座（又は団体代表者の個人口座）へ還付する。
- 前項ただし書の規定による使用料還付については、次項の事由による使用予定変更後の申出においては適用外とする。
- 雨天により施設使用ができなかった場合は、開放期間内における開放可能日に使用予定を変更することができることとする。ただし、予定日変更の申立ては雨天中止となった当日を含め、5日以内に小樽市総合体育館に連絡した場合に限る。
- 前項において予定日の変更ができなかった場合でも、既納の使用料は還付しない。
- 使用許可後の団体都合による使用予定日の変更は認めない。

## 7 申請手続きについて

- 申請期間
  - 当初募集：令和8年3月9日（月）午前9時～3月20日（金・祝）午後5時
  - 随時募集：令和8年4月20日（月）午前9時～10月24日（土）午後9時
- 申請書類
  - 当初募集：使用願(様式第1号)・使用団体会員名簿
  - 随時募集：使用願(様式第1号)のみ
- 申請方法
  - 当初募集：生涯スポーツ課へ専用フォーム又はE-mailのどちらか（**来庁不可**）
    - 専用フォーム：必要事項を入力し送信
    - E-mail：申請書類（Excelデータ）を生涯スポーツ課アドレスへ送信
  - 随時募集：使用日の前日までに小樽市総合体育館へ直接（**先着順**）

## 8 当初募集について

- 他団体と構成員が4割以上（小数点以下切捨て）重複している団体は同一の団体とみなす。
- 使用申請日が重複した場合は、次のとおり優先順位付けを行い、教育委員会（以下「委員会」という。）において使用日の承認を行う。
  - 前年度において、団体都合による使用中止回数が少なかった団体

使用希望回数が少ない団体

使用団体会員名簿に記載されている会員数（実際にスポーツ活動を行う人）が多い団体  
他団体を優先したことにより、使用希望日が少なくなった団体

同列の場合は、委員会においてコンピュータ抽選を行う。（団体の立会不可）

- 委員会から使用の承認を受けた団体は、**令和8年4月19日（日）までに使用料全額（全日程分）を小樽市総合体育館にて納付すること。**
- 期日までに使用料を納付しなかった団体については、使用の承認を取り消し、その後の開放期間における使用申請を許可しない。

## 9 使用許可の取り消しについて

使用許可を受けた団体が、次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、取消日から1年間の申請を許可しない。（特別な事情があると認める場合を除く）

- 小樽市都市公園条例やその他の規則又は本実施要項規定事項に違反したとき
- 偽り又は不正の手段により使用許可を受けたとき
- 他団体への又貸しが判明したとき
- 上記に掲げるもののほか、委員会が特に必要があると認めるとき  
開放時間を遵守されない場合  
グラウンド整備不良等で他団体へ著しく迷惑をかけた場合  
その他使用マナーが悪い場合 など

### 問合せ先

#### 当初募集について

小樽市教育委員会 教育部 生涯スポーツ課

住 所：小樽市緑3丁目4番1号

T E L：32-4111（内線7415）

E-mail：[syogai-sports@city.otaru.lg.jp](mailto:syogai-sports@city.otaru.lg.jp)

#### 随時募集について

小樽市総合体育館

住 所：小樽市花園5丁目2番2号

T E L：33-3710